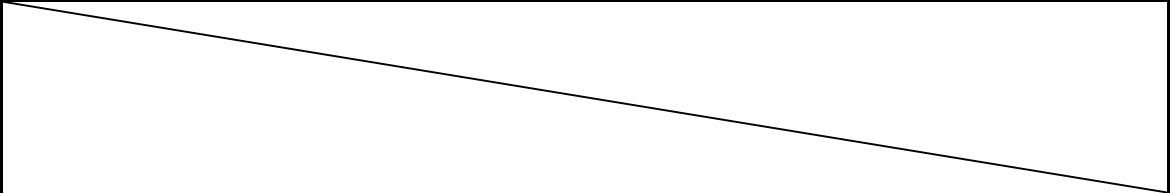
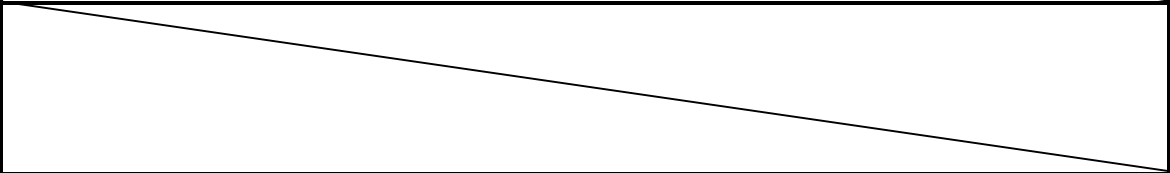


平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設・拡充・延長・その他 ）

No	2	府省庁名	警察庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> (軽油引取税)		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察通信施設の非常電源の用途）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 警察では、無線多重回線、各種の移動通信システムを独自に整備・維持管理しており、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達している。警察は24時間活動を続けており、その活動に必要な不可欠な警察の神経系統ともいえる警察通信が途絶することは一切許されないため、災害等により警察通信施設が停電した場合でも、非常用電源装置を稼働することにより、警察通信施設の機能を維持し続ける必要がある。本特例措置の対象とするのは、その非常用電源装置に使用する軽油の引取りである。</p> <p>・特例措置の内容 「警察の用に供する電気通信設備の電源の用途」に供する軽油の引取りに対しては、引き続き軽油引取税を課さないものとする。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第2号 同法施行令附則第10条の2の2第1項</p>		
減収見込額	<p>（初年度） - （ 0.5 ） （平年度） - （ 0.5 ） （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 警察の各電気通信設備に非常用電源装置を備え、災害等発生時に商用電源の停電が生じた場合であっても、それらを稼働させることにより、救出救助、避難誘導等の警察活動に必要な通信を維持・確保し、国民の安全・安心を確保することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性 警察では、無線多重回線、各種の移動通信システムを独自に整備・維持管理しており、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達している。警察は24時間活動を続けており、その活動に必要な不可欠な警察の神経系統ともいえる警察通信が途絶することは一切許されないため、災害等により警察通信施設が停電した場合でも、非常用電源装置により警察通信施設の機能を維持し続ける必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし。		
ページ	2	1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	国民生活の安全と平穩の確保（平成 23 年度実績評価計画書の基本目標 1）
	政策の達成目標	商用電源の停電による警察通信の途絶防止。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間
	同上の期間中の達成目標	引き続き商用電源の停電による警察通信の途絶を防止する。
	政策目標の達成状況	災害等により商用電源の停電が生じた際に、発動発電機が稼働し警察通信の途絶が防止されている。 今般の東日本大震災では、東北 5 県で 48 か所の無線中継所が停電したが、24 時間体制で非常用電源装置の燃料である軽油を補給し、非常用電源装置を稼働し続けることにより、被災状況の把握、被災者の救出救助や避難誘導、行方不明者の搜索等に不可欠な警察通信の途絶を防止することができた。
有効性	要望の措置の適用見込み	全国で対象となる設備を有する警察機関において適用される見込み。 適用事業者見込数：54 団体（平成 21 年度及び 22 年度における適用実績）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	課税免除措置により燃料費の支出に伴う経費が節減され、各非常用電源設備に必要な量の軽油が確実に確保されるため、警察通信の途絶防止に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。
	要望の措置の妥当性	当該課税免除措置は「警察の用に供する電気通信設備の電源」という公益性及び重要性の極めて高い用途に供する軽油の引取りのみを対象としているものであり、課税免除の対象として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>適用事業者数：54 団体 減収額：平成 22 年度 約 49 万円 平成 21 年度 約 37 万円 平成 20 年度 約 39 万円 （各年度の免税軽油使用数量に暫定税率の 32.1 円/リットルを乗じて算出）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>免税措置により燃料費の支出に伴う経費が節減され、各非常用電源設備に必要な量の軽油が確実に確保され、警察通信の途絶防止に効果を発揮することとなる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 36 年に非課税措置が恒久措置として定められた。 平成 21 年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から一般税に変更されたことに伴い、平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間の時限措置となった。</p>